



野総第372号

平成29年9月8日

野洲市議会議長 坂口 哲哉 様

野洲市長 山仲 善彰



### 再議書

平成29年第4回野洲市議会定例会において、9月6日に議決された「野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議を求める。

#### 理由

① 野洲市まちづくり基本条例第22条及びそれに基づく野洲市住民投票条例第2条には、「住民投票を実施することができる市政に関する重要事項とは、市及び住民全体に利害関係を有し、住民の間又は住民、市議会若しくは市長の間に重大な意見の相違」がある場合と定めている。そして、発議書では「市長と市議会の意見の乖離」と述べられており、この要件に該当する。しかし、今回の発議の原因とされる市議会と市長との間の意見の相違については、約1か月半後の市議会議員一般選挙「以下「市議選」という。」の結果によっては解消され、住民投票において「住民に直接その賛否を問う必要があると認められる」重要事項でなくなる可能性があり、この時期にあえて実施の請求がなされることに合理性が認められないこと。

② 上述のとおり、野洲市住民投票条例第2条には、住民投票実施の条件として「重大な意見の相違」がある場合と定めている。しかし、今回の発議には、市長と市議会の意見の相違点が明確に示されていない。

それは、本発議には市民病院整備事業に賛成して推進したいためか、それとも阻止したいためか、発議者に明確な主張がないためである。発議者は、これまで駅前市有地の市民病院整備に反対してきている議員である。それならば、住民投票に付す事項は、「野洲駅南口市有地に市民病院を整備しないこと」となるべきである。しかし、すでに病院事業阻止という目的は達成済みである。住民投票は、野洲市まちづくり基本条例第22条第1項に規定されるように「市政に関する重要事項につい

て、直接、住民の意思を確認するため」であり、単なる意向調査、アンケート調査を想定していない。この点からも、住民投票に訴える法理上の利益を有しない発議であること。

③ 当該発議の趣旨の中で、発議者が「住民投票の結果に従うこと」を実質的な条件として発議されている。このことは、先の市長の信任を問うことを求める決議と同様、いわゆる「不当な約束」を前提にしており、結果を尊重するという住民投票制度の趣旨に反するものであること。

④ 提案理由説明の中で「切望」という表現とはいえ、本年10月22日執行予定の市議選前の実施を前提とし、住民投票を執行する選挙管理委員会の権限を制約しようとするものであること。

⑤ 仮に選挙管理委員会が市議選後に当該住民投票の実施日を定めた場合、「住民投票の結果に従うこと」に関しては、結果が出る時点では、発議者は議員の任期が満了しており、発議書に述べられている「住民投票の結果に従うこと」を果たすことができないため、市民に対する空手形の約束になる恐れがあること。

なお、本職が先に発議を予定していた住民投票では、去る8月27日を投票日と想定しており、その3日後から始まる定例会で投票結果を尊重して審議と採決をいただけることとなっており、議員及び本職も結果に対応することが可能であった。

⑥ 「住民投票の結果に従うこと」に関しては、さらに別の問題がある。「結果に従うこと」を仮に前提とするなら、その可能性を保障するためには、結果が出る時点で、市民病院事業を進めることと進めないことの両方の選択肢が存在していることが必要である。そのためには、今議会で提案の市民病院関連予算案が可決されることが前提となる。あるいは、否決された場合には、本職が改めて、次の議会で市民病院関連予算案を提案することが前提となる。しかし、住民投票の審議採決日程が前倒しされたため、まだ、現時点では市民病院関連予算案採決が行われておらず、可否不明である。このため、否決の場合に市民病院関連予算案をあらためて本職が提案することを前提あるいは義務付けているという、大きな矛盾を今回の発議は抱えていることになること。

⑦ 市議選という住民投票よりも高度な住民の意思表示の機会があるにもかかわらず、その前後に約1,600万円もの多額の税金を支出して実施する必要性について疑

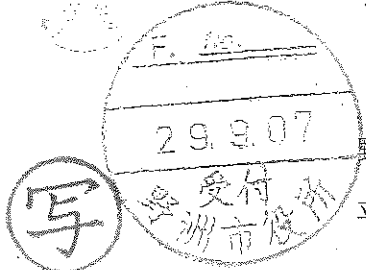
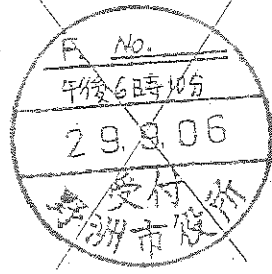
間があること。

- ⑧ 市民病院問題を市議選の争点にせず、住民投票で市民病院問題の賛否を問ひ、この結果に従うと発議者である議員は主張するが、本来は選挙でこそ、市の重要課題に対し候補者は自分の考えを明確に訴えて市民の審判を仰ぐものであり、市民病院問題はまさにその最たるものであるにもかかわらず、それを棚上げしての選挙を意図するために住民投票が利用される可能性があること。

以上、再議の理由とする。



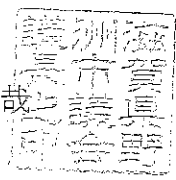
議決時間外の受領のため  
野洲市文書管理規程第26条第5項の新規定に  
準じ処理する



野議第189号  
平成29年9月6日

野洲市長 山仲 善彰 様

野洲市議会議長 坂口 哲哉



住民投票実施の請求について（通知）

下記のとおり、野洲市住民投票条例第4条第3項の規定により、住民投票の実施を請求します。

記

1 住民投票にかかる事項

野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて

2 請求の要旨

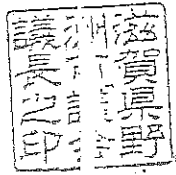
平成29年第4回野洲市議会定例会、9月6日本会議において、別添の議決書の写のとおり住民投票の実施について議決されたため、住民投票の実施を請求します。

発議第4号

野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議について

上記の議案を提出する。

平成29年8月30日



- |     |         |    |     |
|-----|---------|----|-----|
| 提出者 | 野洲市議会議員 | 立入 | 三千男 |
| 提出者 | 野洲市議会議員 | 市木 | 一郎  |
| 提出者 | 野洲市議会議員 | 稲垣 | 誠亮  |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 河野 | 司   |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 上杵 | 種雄  |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 中塚 | 尚憲  |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 丸山 | 敬二  |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 荒川 | 泰宏  |
| 賛成者 | 野洲市議会議員 | 北村 | 五十鈴 |

平成29年9月6日

原案可決

平成29年9月6日

滋賀県野洲市議会

議長 坂口 哲哉



この議決書の写は原本と相違なきことを認証する

滋賀県野洲市

議長 坂口 哲哉



## 発議第4号

### 野洲市住民投票の実施の請求に関する議員発議書

#### 1. 住民投票に付す事項

野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて

#### 2. 発議の趣旨

市内の中核的医療機関としての病院整備の問題については、平成23年4月11日に特定医療法人社団御上会野洲病院が野洲市に提出した『新病院基本構想2010』に端を発したものである。その後、6年4箇月の長い期間が経過した現在においても、市長と市議会の意見の乖離により、未だに方向性が定まらない状況にある。

議会や市民の議論を二分する状態が長期化し、将来、市にとって不幸な結果を招かないためにも、この閉塞状態を打開することは、市議会の重要な責務でもある。

市長は、本年6月の市議会定例会で住民投票を実施するための補正予算を提案されたが、議会の附帯決議を理由にその実施を見送った。そこで、改めて市議会として、野洲駅南口市有地への市民病院の整備計画について、早急に直接市民の意思を確認する必要があると考える。

よって、野洲市住民投票条例第4条第3項の規定により、住民投票の実施の請求を発議する。

なお、この発議は、本年6月定例会で「住民投票の結果によっては、市長は信任を問い直す覚悟で、住民投票の執行に臨むこと。」という内容の附帯決議が可決されたが、この附帯決議とは何ら関連性を持たず、白紙の状態でも真に市民の意思を確認するものである。また、本住民投票については、私たちは、その結果に従うことを前提に発議するものである。